

上越教育大学リポジトリ運用方針

平成 19 年 12 月 21 日

学術研究委員会

改正 平成 22 年 2 月 18 日

学術研究委員会

改正 平成 25 年 8 月 6 日

学術研究委員会

(趣旨)

- 1 上越教育大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、上越教育大学（以下「本学」という。）において作成された教育・研究成果を収集、保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(登録者)

- 2 リポジトリに教育・研究成果を登録することができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本学の役員・職員及び学生（過去の在籍者を含む）
 - (2) その他上越教育大学学術研究委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に認めた者

(登録対象)

- 3 リポジトリに登録する教育・研究成果は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 本学の役員・職員及び学生（過去の在籍者を含む）が作成もしくは、作成に関わったもの
 - (2) 法令上・社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないもの
 - (3) 資料の種別として以下のいずれかに該当するもの
 - ① 商業出版社もしくは、学協会が発行する学術雑誌（電子ジャーナルを含む）に掲載されたことのあるもの
 - ② 学内刊行の学術雑誌に掲載されたことのあるもの
 - ③ 教育実践において作成したもの
 - ④ 調査・研究の報告のために作成したもの
 - ⑤ 本学所蔵の学術情報資料
 - ⑥ その他委員長が特に認めたもの

(教育・研究成果の取扱)

- 4 上越教育大学学術研究委員会（以下「委員会」という。）は、リポジトリに登録する教育・研究成果を所定の手続きを経て、次の各号に掲げるとおり取扱うものとする。
 - (1) 教育・研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに保存する。

- (2) 前号の複製物をネットワークを通じて無償で公開する。
- (3) 保存・公開のため必要に応じて媒体変換等を行う。

(遵守事項)

- 5 委員会は、リポジトリに登録された教育・研究成果の取扱いについては、次の各号に掲げる事項を遵守する。
 - (1) 前項に定める取扱いに限る。
 - (2) 利用者に対して、著作権法を遵守し同法に定める目的と範囲内で利用するよう周知する。

(著作権)

- 6 リポジトリに登録された教育・研究成果の著作権は、著作権者から移転しない。

(教育・研究成果の削除)

- 7 委員会は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合に、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。
 - (1) 著者から削除の申請があった場合
 - (2) 委員会がリポジトリに登録された教育・研究成果が社会的にみて著しく不適切であると判断した場合

(その他)

- 8 この方針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、委員会が定める。